

# 平成29年度 税制改正のポイント

中小企業、特にサービス産業の設備投資を後押しする税制の大幅拡充が実現！

東京商工会議所  
日本商工会議所

※本チラシ内の「中小企業」とは資本金1億円以下の法人です

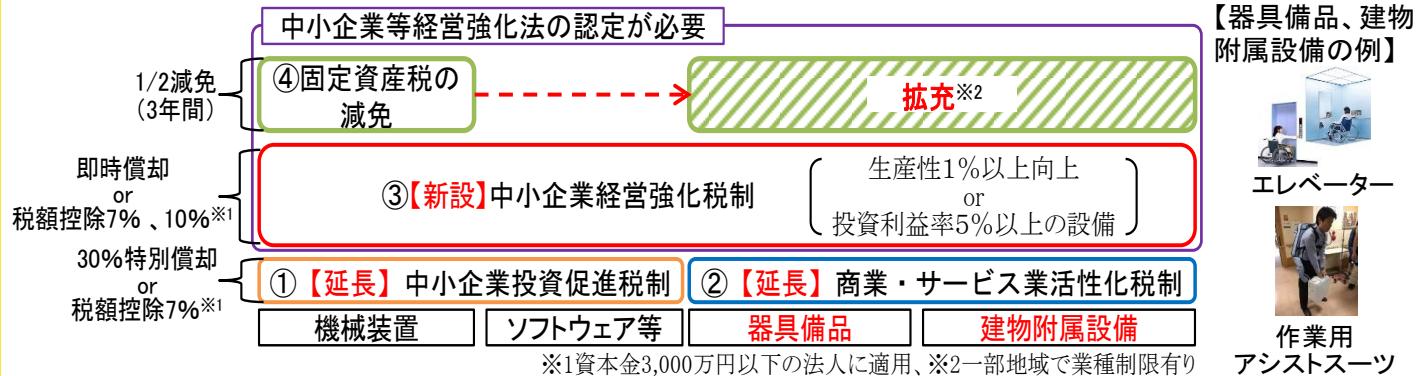
## 中小・中堅企業の設備投資を促進する税制

### 中小企業経営強化税制の創設、固定資産税の減免措置の拡充等

(平成30年度末まで)

→ 4つの税制措置が中小企業の設備投資を後押し！

- ①中小企業投資促進税制、②商業・サービス業活性化税制が2年間延長されます。
- 機械装置、ソフトウェア等に加え、器具備品、建物附属設備まで対象とした「③中小企業経営強化税制」が創設されます(2年間)。
- ④固定資産税の減免措置の対象設備に器具備品、建物附属設備が追加されます。



## 地域未来投資促進税制の創設

- 事業者が策定し、都道府県が認定する地域中核事業計画(仮称)に基づいて行う設備投資に対する減税措置が創設されます。
- 地域の中核企業が行う先端ものづくり、インバウンド観光などの投資が対象となります。



対象設備	特別償却	税額控除
機械・装置	40%	4%
器具・備品	40%	4%
建物、建物附属設備、構築物	20%	2%

※取得価額の合計額2,000万円以上が対象、100億円が限度

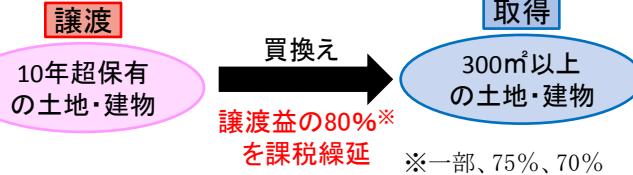
## 中小法人の法人税の軽減税率の延長

- 中小法人の年800万円以下の所得に係る法人税率を15%に軽減する措置が2年間延長されます。

所得金額	本則での税率	租特での軽減税率
年800万円以下	19%	15%
年800万円超	23.4%	-

## 特定の事業用資産の買換え特例の延長

- 長期保有の土地等を譲渡し、新たに事業用資産を取得した際の譲渡益の課税繰延を認める制度が3年間延長されます。



## 中小企業向け租税特別措置の適用範囲の見直し

- 中小企業向けの租税特別措置(法人税関係)について、大企業並みの所得(3年平均15億円超)がある企業は、平成31年度以降適用対象外とされます。

## 円滑な事業承継に資する税制措置

### 事業承継税制の拡充

### 人手不足下における納税猶予取消リスク増大への対応

#### 現行制度の問題点

自然災害や取引先の倒産で  
雇用を削らなければいけない



#### 改正による措置

セーフティネット規定が創設され、雇用要件が免除(一部緩和)されます



小規模な企業を中心に雇用要件が緩和されます



納税猶予が取消となった場合でも、納税額が相続税と同額となります

深刻な人手不足で雇用したくても雇用できない

生前贈与後、納税猶予取消となつた際、高額な贈与税が発生

### 非上場株式の評価の見直し

### アベノミクスでの株高による相続税負担への緊急対応

(注) 上場企業:自社と類似する業種の上場企業。  
株価の計算は全て1株あたりの金額で行う。

自社の株価(類似業種比準価額)=

$$\text{上場企業の株価} \times \left( \frac{\text{自社の配当}}{\text{上場企業の配当}} + \frac{\text{自社の利益}}{\text{上場企業の利益}} + \frac{\text{自社の簿価純資産}}{\text{上場企業の簿価純資産}} \right) \times \text{(斟酌率)}$$

(斟酌率)  
大会社: 0.7  
中会社: 0.6  
小会社: 0.5

現行の直近3ヶ月、前年平均に加え、2年間平均が選択可能になり、株価上昇局面での急激な変動を平準化

上場企業の配当、利益、簿価純資産を単体から連結会計ベースに見直し、上場企業のグローバル経営を反映することで、過大な評価を是正

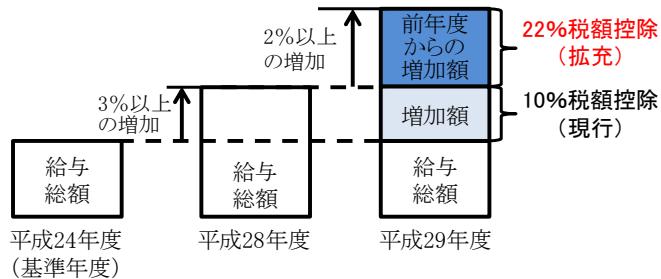
「利益」のウェイトが他の要素に比べ3倍になっていたのを「配当」「簿価純資産」と同水準にし、好業績企業の株価を抑制するとともに、利益圧縮による過度な株価対策を防止

類似業種比準方式を利用できる企業が増えるように、大会社、中会社の定義を見直し。現在、中会社、小会社に判定されている企業の株価を抑える

### 賃上げを実施した企業を支援する税制

#### 所得拡大促進税制の拡充

○前年度と比べて2%以上の賃上げを行った中小企業は、現行の10%の税額控除に加えて、前年度からの増加額について、22%の税額控除が上乗せされます。



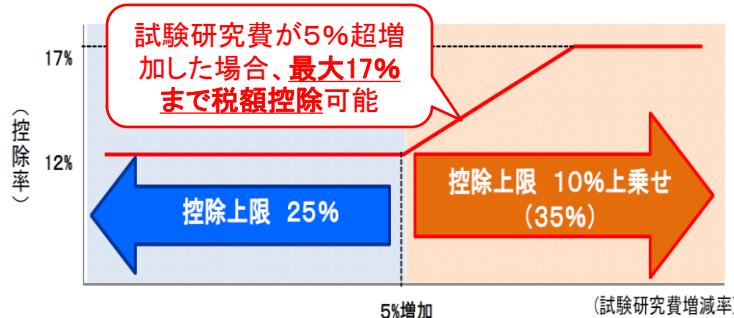
### 第4次産業革命を推進する税制

#### 研究開発税制の拡充

○中小企業について、試験研究費の増加に応じて、控除率が12~17%に拡充されます(現行:12%)。

○IoTなどを活用したサービス開発についても、研究開発税制の対象となります。

#### 【改正後の控除率と控除上限(中小企業の場合)】



(本チラシは平成28年12月14日現在の情報を基に作成しております。)